２０１４年第４回定例会　代表質問

２０１４年１１月２７日
日本共産党港区議員団　　風見利男

いよいよ総選挙です。今度の解散・総選挙は、安倍暴走政治が、国民の世論と運動に追い込まれての解散にほかなりません。

集団的自衛権行使容認―「海外で戦争する国」づくりに対して、国民の５割～６割が反対するなど、強い怒りが広がっています。消費税を強行したことが、日本経済を深刻な危機に突き落とし、増税路線は大破綻に陥っています。雇用と社会保障改悪の動きも、広範な国民の反対が広がっています。原発再稼働の企ては、国民の運動によって追いつめられ、「稼働原発ゼロ」の状態が続いています。沖縄の名護市辺野古への新基地建設については、島ぐるみの怒りが広がり、知事選で県民の意思がはっきり示されました。加えて「政治とカネ」の問題が吹き出し、自民党の古い金権体質が露呈していることに、国民の不信と批判が広がっています。

「解散の時期を延ばせば延ばすほど追いつめられる」という党略的な思惑によるものです。

安倍暴走政治に対して、主権者・国民が直接ストップの審判を下す、またとないチャンスがやってきました。日本共産党は、対決、対案、共同という姿勢を貫いて躍進をめざします。

総選挙で日本の政治の「５つの転換」を訴えてたたかいます。

① 消費税１０％への増税中止、「消費税に頼らない別の道への転換、
②格差拡大の「アベノミクス」ストップ、暮らし第一で経済をたてなおす政治への転換、
③「海外で戦争をする国」づくりを許さず、憲法９条の精神にたった外交戦略で平和と安定を築く、
④原発再稼動ストップ、「原発ゼロの日本」への転換、
⑤沖縄の米軍新基地建設を中止し、基地のない平和な沖縄への転換
をめざします。

日本共産党の躍進こそ、安倍政権の暴走ストップ、政治をかえるもっとも確かな力になります。「国民の声が生きる新しい政治」実現のため、全力でがんばる決意を述べ、質問に入ります。

１．消費税増税の中止について

１７日に発表された７～９月期のＧＤＰは、予想を超えた景気悪化の深刻さを浮き彫りにするものとなりました。４月からの消費税増税が消費を冷やし、暮らしと経済を悪化させたのは明らかです。金融緩和や財政出動など「アベノミクス」で経済を再生し、消費税を連続増税するという戦略は完全に破綻しました。

安倍政権の経済政策は根本から転換すべき時です。

「アベノミクス」は大企業をもうけさせるだけで、労働者の賃上げや雇用の改善に結びつかず、国民の所得も消費も拡大しないことが明らかになっています。株高などで大企業を肥え太らせれば、やがて国民も潤うという「トリクルダウン」ではなく、国民の所得を増やす経済政策に切り替えるべきです。

安倍首相は１０％への消費税増税を１年半後に先送りすると発表しましたが、何年先に実施しようとも、もはや通用するものではありません。「アベノミクス」で景気が良くなることを見越した増税路線は完全に行き詰まっています。「アベノミクス」を続ければ、大企業が大もうけをため込むだけで、景気は良くならず、国民の暮らしは苦しくなる一方です。第三回定例会でも述べたように、私たち区議団の行った「区民アンケート」に寄せられた区民の声は、「アベノミクスで景気回復を実感している」と答えた方はわずか９％です。

ＧＤＰの二期連続マイナスという事態の中で、地域経済と区民の暮らしを守るため、消費税増税は先送り実施ではなく、きっぱり中止するよう国に要請すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

最初に、消費税増税の中止についてのお尋ねです。　国は、来年１０月からの消費税率１０％の実施を１８か月延期し、平成２９年４月から実施すると発表しました。　区といたしましては、消費税増税の実施を中止するよう、国に申し入れることは考えておりませんが、国民生活や区政に与える影響等の情報収集に努めるとともに、今後も国の動向を注視してまいります。

２．庁有車についてです。

国連の「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）」が２日に公表した第５次統合報告書は、温室効果ガスの排出継続と対策の遅れによる人類・生態系への

被害を、これまで以上の危機感をもって警告しています。同時に、産業革命以降の世界の平均気温上昇を２度未満に抑えるという国際目標に至る道は「複数ある」と明記しました。１２月１日から１２日までは、国連気候変動枠組み条約第２０回締結国会議（ＣＯＰ２０）がペルーのリマで開かれ、この場でも各国の対応が問われることになります。

港区でも様々な取り組みを通じて、地球温暖化への影響を少なくする努力をしています。

改善の一つとして庁有車についての提案です。

乗用が１４車（乗合む含む）ありますが、電気自動車は 2 台にすぎません。１０台がガソリン、ハイオクガソリン車です。ハイブリッド車もありますが、今や燃料電池車の時代の幕開けと言われています。

環境にやさしい港区にするため、燃料電池車（ＦＣＶ）の導入をすすめるべきです。併せて、航続距離が短くて良い車は、電気自動車（ＥＶ）への切り替えを進めるべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、庁有車についてのお尋ねです。　まず、燃料電池車の導入についてです。　燃料電池車については、環境にやさしい次世代自動車として、電気自動車とともに、その普及が期待されております。　燃料電池車の庁有車への導入については、現時点では、燃料を充填する水素ステーションの整備が進んでいないなどの課題かおりますが、地球温暖化の抑制への効果が大きいことから、今後調査・研究を進めてまいります。

次に、電気自動車への切り替えについてのお尋ねです。　区では、環境負荷の低減を図るため、庁有車の切り替え時に合わせて、車両の低公害車化、低燃費化を進めており、現在２台の電気自動車を導入していますが、走行距離が短いことや、貨物の運搬に適していないことなどの課題があります。

今後、これらの課題の検証を進めながら、さらなる導入について検討してまいります。

３．次に、国有地、都有地の活用についてです。

南青山６丁目・建設省青山住宅・学生寮・建設共済会館は大きなマンションが完成、南青山５丁目・公務員青山住宅は三菱地所が高級マンション建設中、南青山１丁目・都営住宅跡地はコインパーキングとコンビニ、南青山２丁目・都営住宅跡地は三井不動産がマンション建設中、更地の都営住宅跡地や閉鎖されたままの関東財務局青山住宅などもあります。多くの国有地や都有地が大手不動産に提供されています。南青山４丁目のホテルフロラシオン（教職員組合共済会）も年内で閉鎖です。これらはほんの一部だと思います。放置しておけば、公有地がなくってしまいます。

例えば、区立保育園をはじめとする区施設等の建設用地、首都直下地震の発生確率が高まっているときだけに、国や東京都から低廉な価格で購入する、借りるなどして近隣住民が避難できるように芝生公園や広場として確保する。また、国、東京都にも、防災上の観点から空地として確保するよう要求すること。それぞれ答弁を求めます。

白金二丁目の都職員住宅跡地は、防災公園として整備するよう東京都に要請すること。港区も積極的に協力すること。それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、国有地、都有地の活用についてのお尋ねです。

まず、区の施設建設や災害時に区民が避難できる広場などを目的とした活用についてです。

区は、これまでも、区内にある未利用の国有地や都有地のうち、売却の意向があり、区施設の整備用地として適合吐があると判断した用地を取得してまいりました。　今後も情報収集に努め、区の施策に合致する用地の取得や借用を検討してまいります。

次に、国、東京都への要望についてのお尋ねです。

国々東京都の土地利用に関する計画がなく、区の災害対策上、オープンスペースなどとして有効な土地については、防災機能を含めた活用についても考慮するよう、引き続き国々東京都に対し要望してまいります。

次に、白金二丁目の旧東京都職員住宅の跡地活用についてのお尋ねです。

この都有地は、地域の方々の関心が高い土地であることから、安全・安心の確保や防災、景観・緑地の保全、地域の活性化などを考慮した跡地活用について、引き続き東京都に要望していくとともに、利活用の検討状況の情報収集に

努めてまいります。

４．漂流する高齢者を一人もださないことについてです。

９月２８日ＮＨＫテレビで放映された「老人漂流社会～老後破産の現実」は大きな反響を呼びました。

「１０万円では生活できない」、「医療費が高すぎる」、「将来が不安」、「早く死にたい」深刻な実態が放映されました。

１０万円の年金で家賃６万円、電気は止められ、夏場は近くの区施設（いきいきプラザ）に避難する。政治の光が届くべきところに届いていない実態が明らかとなりました。

安倍政権は「健康寿命の延伸」を「成長戦略」の柱に掲げていますが、その思惑は、健康づくりはもっぱら個人の自己責任に任せて、公的な医療・介護費の抑制・削減を推し進めることがねらいです。

長生きを応援するのは政治の責任です。

漂流する高齢者を一人もださないため、次のことを実施すること。

１．必要な人には、申請待ちでなく生活保護の活用を積極的にすすめること。

２．生活保護基準の１．２倍以内の収入世帯の医療費・介護費用の負担軽減を図ること。

３．７０歳以上の医療費を無料にすること。

４．「ふれあい相談員」を各地域で、当面２人増員すること。

５．健康を維持してもらうための支援策について

①地域で気軽に健康維持活動ができるよう、民間プールを活用したアクアウォークなどへの支援を行うこと。

②家事援助サービスの利用を拡大すること。

６．介護保険料の引き上げは行わないこと。

７．介護保険から排除される要支援１・２の方への介護支援を後退させることなく、継続・充実させること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、高齢者施策についてのお尋ねです。　まず、必要な人に生活保護の活用すすめることについてです。　各地区総合支所では、民生委員・児童委員、ふれあい相談員、高齢者相談センター等の関係機関との連携により、生活

に困窮されている方を積極的に把握し、生活保護の相談に努めております。

次に医療費・介護費用の負担軽減についてのお尋ねです。
区では、国民健康保険の医療費の一部負担金や介護保険の利用者負担について、生活保護基準額の 1．15 倍を基準額として、災害や事業の廃止等により生活が困難になった場合に減免する制度を設けております。　また、非課税世帯であること等を要件とした介護保険ホームヘルプサービス等の利用者負担金助成事業など港区独白の利用者負担を軽減する制度も設けております。
高齢者施策としての、区独自の新たな負担軽減策は考えておりませんが、今後も既存の制度の周知に努め、個々の相談に丁寧に対応してまいります。

次に、７０歳以上の医療費の無料化についてのお尋ねです。
国は、世代間の公平を図る観点から、平成２６年４月以降、７０歳から７４歳までの被保険者について、特例措置により１割としていた一部負担金を、新たに７０歳になる被保険者から段階的に２害蛯する見直しを行っております。
これらのことから、７０歳以上の方の医療費の一部負担金について、区独自に無料化することは困難であると考えております。

次に、「ふれあい相談員」の増員についてのお尋ねです。
ふれあい相談員は、平成２５年度までは区内５地区に２名ずつ、合計１０名を配置していましたが、平成２６年度から訪問対象の世帯数が多い高輪地区について１名増員して３名体制とし、合計１１名の配置としています。
訪問対象となる高齢者世帯のうち、実際に面会できた割合である「訪問率」については、平成２５年度の実績で９　３．　６％と高い数宇となっており、現在の人数で体制は整っていると考えております。
今後も区は、ふれあい相談長の活動を通じ、高齢者一人ひとりに寄り添い、きめ細かな相談活動に努めてまいります。

次に、民間プールを活用したアクアウォークなどへの支援についてのお尋ねです。
区は現在、港南いきいきプラザでプールを活用した水中トレーニング講座を介護予防事業として実施しています。
また、本年１２月に開設する介護予防総合ンターでは、併設施設であるスポーツセンターと連携し、プールを活用したアクアウォークなどの事業を行う予定です。
民間プールの活用は考えておりませんが、新しいスポーツセンター等のプー

ルを活用して、より魅力的な介護予防プログラムを実施し、積極的に周知することで、多くの高齢者に参加いただけるよう努めてまいります。

次に、家事援助サービスの利用時間の拡大についてのお尋ねです。
家事援助サービスについては、介護保険制度の訪問介護と同様のサービスであることから、平成２４年度から介護保険制度を優先して利用することといたしました。
このことから、家事援助サービスの利用時間の拡大については考えておりませんが、今後も、高齢者が安心して自立した生活ができるよう、介護保険制度の周知に努めてまいります。

次に、介護保険料の引き上げは行わないことについてのお尋ねです。
介護保険制度では、サービスを提供するために必要な財源を、介護保険法で定められた割合により、介護保険料と公費によって負担することとなっております。
この制度に基づき、今後、区の介護保険料を設定してまいります。

次に、要支援１・２の方への支援の継続についてのお尋ねです。
介護保険制度の改正に伴い、要支援者に対する予防給付の訪問介護、通所介護は、全国一律の給付事業から、区市町村が取り組む地域支援事業に移行します。　区は、今後の要支援者への取り組みについて、新たな港区高齢者保健福祉計画（素案）の中に示しており、引き続き、既存の介護事業所によるサービスの提供を継続し、要支援者の多様な生活支援のニーズに対応してまいります。
また、ボランティアやＮＰＯ、民間事業者等の多様な担い手によるサービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

５．生活保護の住宅扶助費の引き下げに反対することについてです。

生活保護受給者は、老齢加算の廃止に続いて、２０１３年８月から食費や光熱水費の削減が行われており物価が高騰している中で、厳しい生活を強いられています。そんな中今度は住宅扶助費の削減が行われようとしています。弱者いじめの安倍政権のやり方に怒りでいっぱいです。
住宅扶助費は、生活保護利用者に家賃費用として支給され、上限額は地域ごとに決められており、港区での単身者の上限は６９，８００円ですが、この金額では住宅を見つけることは困難です。

住宅扶助費の引き下げは、生活困窮者の住まいの実態を全く無視したやり方です。Ａさんは、老朽化した２階建てのアパートに住みながら都営住宅に申し込んでいますが当たりません。急な階段とトイレは共用で和式トイレです。６畳間に小さなキッチンでガス台が一個だけです。高齢で腰を痛めているので、階段の上り下りや和式のトイレはきびしいと言います。

港区の生活保護利用者の多くが高齢者です。区内の賃貸住宅家賃からして、引き上げこそ必要です。

①憲法２５条が保障する生存権を保障するためにも、住宅扶助費の引き下げは行わないよう国に申しいれるべきです。
②港区として住宅扶助費の独自支援を行うべきです。
答弁を求めます。

【区長答弁】
次に、生活保護の住宅扶助費についてのお尋ねです。
まず、住宅扶助費の見直しに関する国への申七入れについてです。
現在、住宅扶助基準の適正化を目的に、国の社会保障審議会の生活保護基準部会において、現行の住宅扶助基準の水準が、一般低所得世帯における住宅の水準と均衡が図られているかの検証が行われています。
国に対し、住宅扶助費を引き下げないよう申し入れをすることは考えておりませんが、扶助基準の見直しに向けた国の動向を注視してまいります。

次に、住宅扶助費の独自支援についてのお尋ねです。
生活保護制度は、国全体のナショナルミニマムとして構築、維持されていることから、区独自の支援を行うことは考えておりませんが、今後とも、個々の状況に応じた、きめ細かな対応に努めてまいります。

６．保育園の充実についてです

港区にはたくさんの子育て世代が転入され、赤ちゃんや幼児をつれた若い夫婦の姿を多く目にするようになりました。
港区の将来を担う子ども達に豊かな育ちを保障するのは行政や私たち大人の責任です。

来年４月から「子ども子育て支援新制度」が導入され、幼稚園・保育園に関係なく就学前児童の教育・保育の充実が求められることになりました。
「子ども子育て支援ニーズ調査」や「子育て会議」でも保育の質を求める意見をはじめ、たくさんの要望や意見が寄せられました。
子どもたちの健やかな育ちを支援するために私たちも取り組む決意です。

① 待機児解消についてです。
　これまでの待機児童解消は、区立保育園の建て替えによる定員拡大や私立認可園の誘致等で大きく改善されてきましたが待機児解消には至っておりません。計画的な保育園の整備が求められます。今回示された基本計画には、しばうら保育園以外の区立認可保育園の計画は示されていません。区の責任として待機児をなくすために区立認可保育園を増設すること。
② 私立認可保育園を誘致する際は、都有地や国有地などを活用し、園庭やプール遊びのできる保育園を誘致すること。

③ この間誘致された私立の認可園では、園庭がない、プール遊びのできるスペースのない保育園がほとんどです。私立認可保育園の２５園中２２園は園庭がありません。長時間保育園で過ごす子ども達の健やかな成長にとって、外で思い切り体を動かして遊ぶことは重要です。区の施設（学校・幼稚園を含む）の使用など園庭・プールを確保すること。

④ 認証保育園の保護者への保育料の助成については現在の２段階でなく、２万円、２万５千円、３万円、３万５千円、４万円と所得に応じた助成となるよう改善すること。

⑤ 幼児教育を等しく保障するために、幼稚園や保育園など通う施設によって差があってはなりません。保育園では保育をしながら教材の準備等を行わなくてはならず、保育士に負担が係っています。保育園での幼児教育を保障するために、３・４・５才児クラスの職員を増やすこと。
　それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】
　まず、区立認可保育園の増設についてです。
　区は、平成２７年１０月に、田町駅東口北地区に区立しばうら保育園を開設いたします。　次期基本計画（素案）では、区立しばうら保育園以降の区立認

可保育園の整備については計画計上しておりませんが、保育需要の動向等を踏まえ、多様な手法を活用して柔軟に対応してまいります。

次に、私立認可保育園誘致における都有地・国有地の活用についてのお尋ねです。　、

現在、都有地については、区に対する情報提供を含めた土地活用方策が示されるとともに、国有地においても、待機児童解消加速化プランの中で、国有地を活用した保育所整備が示されています。

今後も、東京都、国との連携を密にして情報の把握に努め、都有地・国有地を活用した私立認可保育園の誘致について検討してまいります。

次に、私立認可保育園の園庭・プールの確保にういてのお尋ねです。

区では、今年度、私立認可保育園に対して、区立認可保育園との合同によるプール利用や、スポーツセンター、公園等の区有施設の利用について、利用のあっせんなどの支援を行っております。

本年１０月に各私立認可保育園の今年度の利用状況や来年度の利用希望について調査を行ったところ、来年度についても同様の支援を依頼されております。

今後も引き続き、私立認可保育園への支援を行ってまいります。

次に、認証保育所の保育料助成についてのお尋ねです。

認証保育所の保育料助成制度につきましては、見直しについて、現在検討を進めております。

次に、職員の増員についてのお尋ねです。

認可保育園における職員の配置につきましては、保育の充実のため、区の独自の基準により、区立認可保育園の１歳児クラスは、国の基準では児童６人に対して職員１名の配置となっておりますが、区では、児童５人に対し職員１名を配置しております。

また、私立認可保育園におきましても、１歳児クラスにおいて、児童５人に対して職員１名を配置するために必要な経費を助成しております。

今後も保育園における保育環境や保育の質の確保に努めてまいります。

７．障害者の入所施設建設計画についてです

基本計画（素案）では、入所施設の後期開設が計画計上されました。私たち

は第３回定例会でも「第２の入所施設の建設を急ぐよう」質問したので、計画計上されたことは大いに評価します。入所施設の建築は障害者の親にとって、親亡き後の子どもの生活を保障する上で、切実な問題です。定員や規模については現在検討中とのことですが、必要量の見極めが重要です。
緊急一時保護・ショートステイ事業も、現在障害保健福祉センター（５床）と新橋はつらつ太陽（４床）で実施していますが、土日に集中して、「必要なときに利用しずらい」との声も寄せられています。

① 入所施設の計画に緊急一時保護事業やショートステイ事業も合わせて整備すること。
② 障害者は障害の種類によって、それぞれに必要な支援が違います。施設規模や施設内容について、保護者や関係者も含めた、検討組織を立ち上げ保護者の希望に添った施設計画とすること。
③ 準備が整い次第、計画を前倒しし、一日も早い建築に着手すること。

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、障害者の入所施設建設計画についてのお尋ねです。
まず、緊急一時保護事業、ショートステイ事業の整備についてです。
区では、現在、区立障害保健福祉センターにおいて５床、新橋はつらつ太陽において４床の緊急一時保護事業やショートステイ事業のサービスを提供しております。　利用対象者の増に伴い、要望が多く寄せられている緊急一時保護事業やショートステイ事業の充実については、新たな基本計画素案に計上している入所施設ど一体的に実施できるよう検討してまいります。

次に、保護者や関係者を含めた検討組織の立ち上げについてのお尋ねです。
新たな入所施設の整備に当たり、障害特性に応じた利用しやすい施設となるよう、障害者やその家族、関係団体や専門的知識を有する学識経験者などと積極的に意見交換を行い、いただいた意見や要望を施設計画に反映させてまいります。

次に計画の前倒しについてのお尋ねです。
新たに基本計画素案に計上した障害者の入所施設の整備については、計画期間の後期に当たる平成３０年度から平成３２年度までの間に開設することを計画しております。

区は、計画に沿って、整備計画が着実に実現できるよう取り組んでまいります。

８．建築紛争の予防についてです。

区議会に建築紛争をめぐって請願が提出されています。そこで大きな問題になるのが、説明会報告書の受理です。

その内容はともかく、業者が説明会を行ったとして「説明会報告書」を提出すれば、どういう説明会が行われたかのチェックもなしに受理します。「報告書」を受理すると、「確認申請」手続きを行えることとなります。

建設主・事業者への「説明会への留意事項」で「計画の説明に際しては、説明する相手への十分な心遣い、配慮をもって行ってください。近隣住民は大部分が建築に対して専門家ではありませんから、形式的な説明でなく、理解不足や誤解が生じないよう適切な資料に基づいて分かりやすく丁寧な説明することが大事です。」と書かれています。

事業者は、「留意事項」を守るどころか、一方的に説明し、質問してもまともに答えようとしないのが実態です。

また、お知らせ看板設置後１０日以内に『説明会』の開催が義務付けられているため、住民同士で相談する間もなく『説明会』ですから、「専門家」でない住民は、業者の説明を一方的に聞くだけ。そして「説明会報告書」を建築課が受理。建築確認へ走り、住民の要求など「どこ吹く風」となるのです。

どうすれば住民の意見が反映するようになるのか、

第１に、建築課で発行している「建築主・事業者の方へ　説明会の開催にあたっての「留意事項」を徹底し、遵守させること。

第２に、看板設置から「説明会」の開催については、設置から２０日以降、３０日以内に開催するようにすること。

第３に、説明会には双方がテープレコーダーなどの音声記録媒体を持ち、記録を双方の共通のものとする。そして、業者がテープを基に正確な報告書を作成し、住民の確認を受けること。

第４に、「説明会報告書」を受け取る場合、事業者が「ご質問については、次回の説明会で回答します」と言い、説明会の継続を言っているのにかかわらず、「受理」してしまう。また、会議録に間違いがあると住民から指摘されているのに「受理」してしまう。こんなことまであります。会議録の内容をしっかりと確認したうえで、受けとる。

第５に、マンションの場合、管理人の指示で資料を投函したことで、未説明

にもかかわらず「辞退等」で「よし」としています。それで説明が終わったとする扱いはやめること。
　それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】
　次に建築紛争の予防についてのお尋ねです。
　まず、建築計画の周知についてです。
　区は、建築士が説明会の開催にあたり留意すべき事項や、説明会の重要性について、案内パンフレット等に記載し、窓口でめ配布々ホームページに掲載することにより、周知しております。
　説明会の開催期日につきましては、住民に連々かにお知らせをするために、標識設置後１０日以内と定めております。
　マンションの管理規約などにより、戸別訪問ができないマンションにつきましては、資料の配布や掲示等で、建築計画を周知することとしております。

　次に、説明会報告書の受理についてのお尋ねです。
　「港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」では、建築計画の事前公開や、近隣住民に対する周知等を定めております。
　区は、説明会の議事録の作成に際し、記録媒体の使用や住民による記録の確認については特に定めておりません。議事録の作成にあたってば、説明会で出された質問や意見等に関し、住民と建築主の間で行き違いが起こらないよう、建築主を指導しております。
　説明会の報告書を受理する際には、紛争予防条例や規則に基づき、建築士による対象住民への周知が適切に行われ、内容に不備がないかを確認の上、受理しており、住民の疑問や要望には、引き続き丁寧な説明を行うよう、建築士を指導しております。

９．区民の生命と財産を守るため、白ガス管の早期交換についてです。

　白ガス管は亜鉛メッキをした旧式のガス管で、土中に埋設すると次第に亜鉛メッキが溶け出し、腐食でガス漏れが起こる危険性があります。
　１９９４年に都内で白ガス管のガス漏れによる爆発・死傷事故が相次いだことで大きな問題になり、ガス事業法の技術基準が改正され、９６年から埋設部の新規使用が禁止されました。その後、ガス事業者が責任を負う本管や供給管については、２０２０年までの対策完了が目標として打ち出されています。港

区内には、供給管が１，９４８本（区道下のみ）残っているとのことです。
　一方、家庭敷地内の管については、ガス事業者が個人資産だとして交換費用の全額負担を要求していることから難航しています。
首都直下型地震が切迫する中、地中にある腐食したガス管は、火災の原因となる危険な存在です。ひとたび地震によってガス漏れが発生したら取り返しがつきません。個人任せでなく、東京ガス、国、自治体の責任で対策を進めるべきです。
　国や東京都に、個人宅も含めた白ガス管の交換の助成制度の実施を要請すること。
東京ガスに対し、区内の白ガス管の供給管の早期交換を要請すること。
区長は、「個人住宅は使用者の責任で管理を」と言いますが、地震などでガス漏れが発生すれば大惨事になりかねません。
白ガス管の交換費用助成制度を創設すること。
それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】
　次に、白ガス管の早期交換についてのお尋ねです。
　まず、国・東京都への助成制度の要請についてです。
　個人住宅の敷地内にあるガス管などの供給設備は、所有者の資産となることから、その維持管理に要する費用については、国は所有者が負担するべきものとの見解を示しております。
　一方、国は、国が定める保安上重要な建物に限り、その敷地内にある白ガス管の交換に対して助成を行っております。
　このことから、区が国・東京都に対して、助成制度を要請することは、困難と考えております。

　次に、東京ガスへの要請についてのお尋ねです。
　区は道路管理者として、区道内の白ガス管を計画的に交換するよう、東京ガスに対して適宜要請しております。
　民間敷地内の白ガス管につきましては、東京ガスはガス使用者に対しパンフレット等によりガス管取替えの必要性を説明しておりますが、区といたしましても、早期交換に向けた取り組みを進めるよう引き続き要請してまいります。

　次に、区としての、白ガス管交換費用助成制度創設についてのお尋ねです。
　区といたしましても、個人住宅の敷地内にある白ガス管の交換に要する費用については、所有者が負担するべきものという国の見解に基づき、白ガス管交

換費用につきましては、区独自の助成の対象としてなじまないものと考えております。

１０．街路灯のＬＥＤ化についてです。

街路灯のＬＥＤ化は、省エネ・超寿命化による経費削減、ＣＯ２削減に大きな役割を果たすとして導入を求める質問をしてきましたが「東京都の定めた道路工事設計基準では積極的に採用していく段階にない」などとして採用の可能性を検討するとしていました。
６月の 第２回定例会では他会派の議員の質問に「求められる性能が確保されたことから道路照明への導入が可能となった。試験導入による検証を踏まえ早期の導入に向け取り組む」 との区長答弁がありました。
すでに中野区ではすべての街路灯、葛飾区では幅員８メートル以下の区道の街路灯がＬＥＤ化され電気代と修繕費で、どちらの区でも年間１億円近い削減をしています。国の取り組みでも２０１２年度に環境省が補正予算で、人口１５万人未満の市町村に、既存の街路灯をＬＥＤ街路灯に切り替える場合に、最高２３００万円まで補助金を交付して、小規模な自治体の節電対策を支援した実績もあります。
「 試験導入による検証」については、国や他の自治体の取り組みで証明がされているわけですから、すべての街路灯のＬＥＤ化を早急に行うべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】
次に、街路灯のＬＥＤ化についてのお尋ねです。
東京都は、ＬＥＤを光源とする大型街路灯の車道用照明の基準を本年４月に定めました。
区では、この基準をもとに、試験導入による検証を実施した上で、区で設置している大型街路灯の仕様等を定め、順次ＬＥＤ照明により整備を進めております。　一方、大型街路灯と比べ光源の高さが低い異なる小型街路灯については、ＬＥＤの光のまぶしさや、光の広がり方など課題が残るため、引き続き調査・研究してまいります。

１１．ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置についてです。

日本では１年に６～７万人もの人が心臓突然死で亡くなり、自殺者の約２万

８千人、交通事故死者約４千４百人に比べると、いかに多いかわかります。
心室細動を起こすと、１分経過するごとに約１０％、助かる確率が減っていくといわれています。救急車が現場に到着するまでの時間はおよそ６分かかるといわれており、救急車を待っていたのでは助かる確率が低くなります。１１９番に連絡するまでに数分かかったとすれば、さらに助かる可能性は低くなります。

ＡＥＤの登場で、人が倒れた場所の近くにこのＡＥＤがあって、そこにいる人たちが操作をすれば、助かる可能性が高くなります。身近な所にあり、いつでも使えることが重要です。

区内のガソリンスタンドやコンビニなど、２４時間使用が可能なところへの設置が急がれます。
リースの活用も含め、区の費用負担でコンビニなどに設置できるよう、協力をお願いすべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）のコンビニエンスストアなどへの設置についてのお尋ねです。

ＡＥＤのコンビニエンスストアへの設置につきましては、平成２６年３月に、大手運営会社に対して、ＡＥＤの設置協力をお願いし、本年１０月末現在、区では２か所のコンビニエンスストアでの設置を確認しております。

コンビニエンスストアへの設置に対する費用負担は考えておりませんが、平成２４年度に、区がＡＥＤマップを作成し公開してから設置台数は年々増加し、マップ上、区有施設を含め、現在６４０か所を掲載しております。

今後もこれらの状況を踏まえ、引き続き設置の協力を求めてまいります。

１２．高校卒業世代までの医療費無料化についてです。

各種扶養控除の廃止で、高校や大学生を抱える家庭に増税が押しつけられました。高校生は、学費のほかにも公立、私立を問わず、大学受験等の進学を控えての塾代や通学交通費など多額の費用がかかります。

今、貧困と格差の拡大で区民生活は大変になっています。
民間の給与は、１９９７年（平成９年）の年収平均４６７万３千円だったものが、２０１３年（平成２５年）には４１３万６千円と５３万７千円下がっています。厚生労働省が１１月５日発表した９月の実質賃金指数（現金給付総額）

が前年同月比で２．９％低下しました。１５カ月連続マイナスです。
中小企業、商店は、消費税の増税、円安による物価の高騰で影響をうけ、深刻な事態です。
　高校生世代を抱える世帯の負担軽減を図るため、高校卒業の年代までの医療費を無料にすべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】
　次に、高校卒業世代までの医療費無料化についてのお尋ねです。
　子ども医療費助成は、子育て支援策の一環として、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ることを目的とした制度であり、病気にかかりやすい義務教育就学期間までを対象としております。
　義務教育終了後は、医療機関に受診する割合も低くなることから、助成対象を拡大することは現在のところ考えておりませんが、今後もさまざまな施策を通じて、総合的な子育て支援に努めてまいります。

１３．奨学金の返済免除と給付型奨学金制度の創設についいてです。

　年収２００万円に満たないワーキングプアと言われる勤労者が約１１１９万９千人にもなり、学校を出ても非正規でしか働き口がなかったり、正社員でも低賃金、劣悪な労働条件のもとで働かざるを得ない状況です。
港区奨学金は多くの学生に利用され喜ばれています。港区奨学金を高校、大学と借りると国公立で、自宅通学の場合だと、３１８万８千円、私立で４４０万２千円にもなります。大学を卒業と同時にローンの返済に追われることになります。
先進国で、大学の学費があり、返済不要の「給付型奨学金」がないのは日本だけ。アメリカでは、最高で年間約６０万円、平均４０万円の給付奨学金を全学生の３分の１以上が受給しています。世界で当たり前の給付奨学金。「経済的理由」で中退する学生がふえているいま、早期実現が求められています。
国に、給付型奨学金の創設を要請すること。

港区の奨学金条例の目的は、「将来社会のために有為な人材を育成するために、経済的に困難な人に奨学資金を貸し付ける」としています。この目的を真に活かすためには、給付型奨学金制度こそ必要です。給付型奨学金制度を創設すべきです。
併せて、現在返済中の方のうち５人に１人が返済が滞りがちな方です。現在の

経済状況を反映しています。返済猶予や返済免除などきめ細かな対応をすること。
それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】
　ただいまの共産党議員団を代表しての風見利男議員のご質問に順次お答えいたします。
　最初に、奨学金についてのお尋ねです。
　まず、国への要望についてです。
　区はこれまで、全国都市教育長協議会を通して、国へ奨学金事業の充実を要望してまいりました。
　平成２６年度には、文部科学省は、大学等の奨学金を受けた方に対して、経済的な理由で返還困難な場合の返還期限猶予年数の延長や無利子奨学金の事業費の増額など、奨学金事業の改善と充実を図っております。
　今後も、全国都市教育長協議会を通して、国へ奨学金事業の充実を要望してまいります。

　次に、給付型奨学金制度の創設についてのお尋ねです。
　文部科学省では、平成２６年度から低所得世帯の教育費の負担軽減のため、授業料以外の教育費を支援するために「高校生等奨学給付金制度」を創設しました。
　また、大学等の奨学金を受けた方に対しては、返還期限猶予制度における適用年数の延長や基準の緩和など、奨学金事業の充実が図られております。
　さらに、文部科学省は、平成２７年度の予算概算要求においても、主要事項として大学等奨学金事業の充実を掲げております。
　このようなことから、区といたしましては、現行の奨学資金の貸付制度を継続して実施してまいります。

　最後に、返還猶予や返還免除などについてのお尋ねです。
区は、これまでも奨学金の返還が困難な方から相談を受け、返還方法の変更や返還の猶予、免除をしてまいりました。
　さらに、平成２５年度からは奨学資金返還金管理について業務委託を開始し、返還のない方の実情を把握し、返還が困難な場合は、より積極的に区が相談に応じています。
　今後とも、返還の相談にあたってば、返還方法の変更や返還の猶予など、それぞれの生活状況に応じて柔軟できめ細かな対応に努めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

１４．日韓国交正常化についてです。

来年は日韓国交正常化から５０年になります。１０月２５日に国会議員による日韓・韓日議員連盟合同総会がソウルで開かれ、全会一致で採択された「共同声明」では二つの大事な内容が明記されました。①日本側が「河野談話」「村山談話」を継承することを再確認するとともに、両国議連として「談話の精神にふさわしい行動をとることにした」。②「慰安婦」被害者の「名誉回復と心の痛みを癒すことができるような措置が早急に取られるように日韓双方が共に努力する」とするものです。

日本と朝鮮半島の国では、古くから相互往来の歴史と伝統を持ち、今日においても韓国との間では経済的にも文化的にも人的にも交流と相互依存の関係が発展しています。同時に歴史問題をめぐる対立と相互不信という大きな課題があります。

７月に行ったＮＨＫの「平和観についての世論調査２０１４」では、「日本の平和を守っていくために、今、もっとも重視すべきことは何か」との問いに、「武力に頼らない外交」が５３％、「民間レベルでの経済的・文化的交流」が２６％でした。

国交正常化５０周年となる来年に向けて、両国の友好関係発展のため、 日韓・韓日議員連盟総会の「共同声明」に問題解決への方向が記されたことや、世論調査にも示されている、地域レベルでの交流に努力を図っていくことが必要です。韓国大使館がある港区から文化や芸術などを通じて交流を図っていくための働きかけを行うべきと考えますがいかがでしょうか。

答弁を求めます

また、地方議員レベルでの交流を図っていくうえで、先日開かれました港日韓親善協会総会の中で、休止状態になっている港日韓議員連盟の立ち上げへの強い要望が出されました。各会派でのご検討を呼びかけます。

【区長答弁】

最後に、日韓国交正常化５０周年を契機とした文化芸術交流についてのお尋ねです。

区内には、日本と韓国との交流の促進と、相互理解に基づく友好関係の発展に力を尽くされている様々な民間団体があります。これらの団体により、韓国

の文化の魅力を区民に、地域での交流が進んでいます。
　区は、みなと区民まつりを通じてこれらの団体との交流を図っております。
　また、区と韓国大使館との間で、防災に関する意見交換を行い、貴重なご意見をいただいております。
　今後は、文化芸術交流について、これまでの地域における交流も踏まえながら、韓国使館との意見交換を行ってまいります。
　よろしくご理解のほどお願いいたします。
　教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

《再質問１》
　白金二丁目の旧東京都職員住宅跡地活用について
《質問要旨》
　区は何回か要請しているようだが、役所同士なので、公文書できちんと要請することをお願いしたい
《区長答弁要旨》
　現在、東京都から具体的な利用計画等の情報がもたらされていない。今後も東京都と連絡を取りあい、東京都の方針が明らかになった時点で、区として積極的に働きかけていく。

《再質問２》
　障害者の入所施設建設計画について
《質問要旨》
　施設建設で一番の問題は用地確保だが、用地の無い中でも、合築などの庁内努力により計画の前倒しをすることは十分可能。
　半年でも３ヶ月でも前倒しして実施すべき。
《区長答弁要旨》
　区としても、必要な施設として整備するために計画計上した。できるだけ計画どおりに利用していただけるよう、これからもしっかりと取り組んでいく。

《再質問３》
　建築紛争の予防について
《質問要旨》
　住民説明会開催にあたっての留意事項の周知は、お知らせ看

板が出された時に事業者に１つひとつ説明して、その上でやるようにするなど徹底すべき。
　説明会の報告書は、十分に中身を読み、住民に確認した上で受理すべき。
《区長答弁要旨》
　建築紛争の予防に係る周知については、窓口などで引き続き事業者に対して徹底していく。
　住民説明会の議事録等に間違いがあった場合、あるいは住民から正しく認識されていないと指摘されたような場合は、すみやかに事業者に連絡し、丁寧に説明するよう指導している。
　今後も指導を徹底していく。